**非稼働病棟を有する医療機関への対応について**

資料１

資料３

**１　昨年度の委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針**

令和元年度第１回東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会

〇非稼働病棟の解消に向けた取組等について、事務局から書面で照会し、該当医

療機関の検討状況等の経過を次回委員会(令和元年度第２回)へ報告する。

〇県独自調査を実施。（事務局からの書面照会の代用とする）

令和元年度第２回東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会

〇非稼働病棟が廃止予定ではない医療機関に委員会への出席又は書面により、非

稼働病棟についての検討状況、今後の予定等について説明を求める。

**２　調査の概要**

〇非稼働病棟の現状を把握するため、令和元年10月に病床機能報告対象の

全病院、有床診療所を対象に、県が独自調査を実施した。

　　　・調査対象

　　　　病床機能報告対象の全病院、有床診療所

　　　　8施設（東三河北部構想区域）

　　　・上記のうち非稼働病棟を有する医療機関数及び病床数

　　　　3施設（公立・公的2施設、その他の医療機関1施設）

　　〇非稼働病棟についての検討状況を確認するため、令和2年8月に上記3

施設を対象に、事務局から書面で照会した。

|  |
| --- |
| 非稼働病棟の定義  令和元年8月1日から令和2年7月31日までの過去１年間に１度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟 |

**３　調査結果**

　　別紙のとおり。

**４　今後の予定**

・新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し書面開催となったため、今回は報告のみとし、次回委員会（令和２年度第２回）で調査結果について協議する。

１